

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、軽自動車税事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

芦屋市長

## 公表日

令和7年7月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課・徴収事務
②事務の概要	<p>地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、軽自動車税に関する事務</li><li>1. 軽自動車税の賦課に関する事務</li><li>2. 軽自動車税の減免に関する事務</li><li>3. 原動機付自転車等の登録廃車事務</li><li>4. 証明発行事務</li></ul> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に基づいて、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>・標準準拠システムの構築及び移行に関する事務</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、標準準拠税務システム(仮称)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税課税台帳ファイル (2)軽自動車税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表の24の項</li></ul> <p>2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・別表省令第16条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</p> <p>(情報照会)</p> <p>同省令第2条の表における第一欄「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項(48の項)及び第50条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部財務室 課税課、債権管理課
②所属長の役職名	課税課長、債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部財務室課税課管理係
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </div>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div>

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b> [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、特定個人情報の入手・保管・廃棄までのプロセスいずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業員に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は十分であると考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	I 関連情報 5. ②	西 嘉成, 平野 雅之	西 嘉成, 宮崎 哲郎	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7	総務部文書統計課文書統計係	総務部文書法制課文書統計係	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1	平成26年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2	平成26年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. ②	西 嘉成, 宮崎 哲郎	本宮 健男, 宮崎 哲郎	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ②	本宮 健男, 宮崎 哲郎	課税課長, 債権管理課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. ②	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	
令和6年4月1日	I-1-② 事務の概要	情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	(削除)  (追加) ・標準準拠システムの構築及び移行に関する事務	事後	
令和6年4月1日	I-1-③ システムの名称	軽自動車税システム, 収納消込/滞納管理システム, 団体内統合利用番号連携サーバ	軽自動車税システム, 収納消込/滞納管理システム, 団体内統合利用番号連携サーバ, 標準準拠税務システム(仮称)	事後	
令和6年4月1日	I-4-② 法令上の根拠		(以下を追加) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)  (別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条	事後	
令和6年4月1日	I 5. ①	総務部課税課, 債権管理課	総務部財務室課税課, 債権管理課	事後	
令和6年4月1日	I 7	総務部文書法制課文書統計係	総務部総務室総務課文書統計係	事後	
令和6年4月1日	I 8	総務部課税課管理係	総務部財務室課税課管理係	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月27日	②事務の概要	・番号法の別表第二に基づいて、	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表に基づいて、	事後	
令和6年5月27日	3 個人番号の利用 法律上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項  2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の24の項  2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条	事後	
令和6年5月27日	4情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)  (情報照会) 同省令第2条の表における第一欄「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項(48の項)及び第50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月26日	IV ⑧		<p>(以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分である</li> <li>・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、特定個人情報の入手・保管・廃棄までのプロセスいずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</li> </ul>		
令和7年5月26日	11		<p>(以下を追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9) 従業者に対する教育・啓発</li> <li>・十分である</li> <li>・毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分であると考えられる。</li> </ul>		